



廃 第 1 5 2 6 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 千葉県いすみ市岬町和泉 2 8 3 番地 2
名 称 株式会社大昭
代表取締役 小林 捷平

2 許可内容

- (1) 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 0 6 5 2 4 3 号
許可年月日 平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (2) 許可の種類 産業廃棄物処分業
許可の番号 第 0 1 2 2 0 0 6 5 2 4 3 号
許可年月日 平成 2 8 年 3 月 1 6 日
事業の区分 中間処理

3 処分年月日 平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

4 行政処分の内容
許可の取消し

5 行政処分の理由

株式会社大昭は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日に千葉地方裁判所一宮支部において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ (法第 7 条第 5 項第 4 号イ) に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課
監視指導室 吉橋

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 8 4

廃 第 1 6 2 2 号
平成28年12月27日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 東京都葛飾区亀有三丁目4番2号
名 称 株式会社コンビック
代表取締役 岩本 勝幸

2 許可内容

- (1) 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200058462号
許可年月日 平成26年4月28日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (2) 許可の種類 特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01250058462号
許可年月日 平成24年7月20日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

3 処分年月日 平成28年12月27日

4 行政処分の内容
許可の取消し

5 行政処分の理由

株式会社コンビックは、平成28年11月2日に東京地方裁判所において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ (法第7条第5項第4号イ) に該当した。